

個人事業税のあらまし

個人事業税は、製造業、飲食店業、請負業、不動産貸付業、医業、美容業など、個人で事業を営んでいる方に課税されるものです。

課税対象となる事業、税額等は、具体的には次のとおりです。

◎納める方

県内で事業を営んでいる個人の方



この社会あなたの税が生きている

◎課税の対象となる事業と税率

区 分	事業の種類（主なもの）	税 率
第1種事業 （37業種）	物品販売業、不動産貸付業、製造業、運送業、請負業、旅館業、飲食店業、代理業 など	5 %
第2種事業 （3業種）	畜産業、水産業、薪炭製造業 （主として自家労力を用いて行うものを除く。）	4 %
第3種事業 （30業種）	医業、歯科医業、弁護士業、司法書士業、税理士業、コンサルタント業、理容業、美容業 など	5 %
	あん摩・はり・きゅう等の事業 など	3 %

◎納める額

個人事業税は前年1年間の事業の所得に対して課税されます。

また、税額は次の算式によります。

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{前年の事業の必要経費（事業専従者控除を含む）}} = \boxed{\text{前年の事業の所得金額}} \\ & \left(\boxed{\text{前年の事業の所得金額}} - \boxed{\text{その他の控除}} - \boxed{\text{事業主控除}} \right) \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}} \end{aligned}$$

※ここでのいう所得とは、原則として所得税法の規定により算定された所得であり、青色申告控除前の所得をいいます。（一部例外があります（社会保険診療に係る所得等））

◎各種控除

個人事業税には、次の控除があります。申告の際は、漏れなく記載してください。

※事業主控除

年290万円（事業の期間が1年に満たないときは、月割りによって計算します。）

※事業専従者控除（給与相当）

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされています。

○青色申告者 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

○白色申告者 事業専従者一人について、いずれか低い方の金額

＊50万円（配偶者の場合は、86万円）

＊事業専従者控除前の事業所得金額 ÷（事業専従者数＋1）

※その他の控除

●損失の繰越控除（青色申告者のみ）

●被災事業用資産の損失の繰越控除

●事業用資産の譲渡損失の控除

●事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ）

◎申告と納税

1 申 告

申告期限は、所得の発生した年の翌年の3月15日です。（申告期限が土曜日又は日曜日の場合は、その翌平日が期限となります。）

☆所得税の確定申告書又は住民税の申告書を提出した方は、事業税の申告をしたものとみなされますので、個人事業税の申告は必要ありません。

※この場合、申告書の事業税に関する事項を漏れなく記載してください。

☆マイナンバー制度の開始により、平成28年1月1日以降に提出する申請・届出書には個人番号（マイナンバー）を記載する必要があります。

※個人番号（マイナンバー）を記載した書類を提出する際、個人番号カード等の提示による番号確認・身元確認が必要となります。

☆年の途中で事業を廃止した方は、廃止の日から1か月以内（死亡により事業を廃止したときは、4か月以内）に個人事業税の申告をしなければなりません。

2 納 税

地域振興局等から送付される納税通知書等により、納期限までに納めてください。通常、8月末と11月末が納期限です。ただし、年税額が1万円以下の方は、8月に一括して納めてください。（口座振替も利用できます。）

また、所得税の修正申告等に基づき課税される場合は、納期限の10日前までに送付される納税通知書により納めてください。

◎納付方法

地域振興局・支庁の窓口、金融機関、口座振替、ペイジー、クレジットカード（要手数料）、コンビニ（ただし、納付書1枚当たりの合計額が30万円以下のものに限り）、スマホ決済アプリ（アプリでeL-QRを読み取って納付できます。対応アプリについては、[地方税お支払サイト](#)をご確認ください。）



◎災害などによる減免

次の場合で一定の要件に該当するときは、申請により減免を受けることができます。
※災害により事業用資産等に著しい損害を受けた場合
※生活保護法による生活扶助を受けている方

◎お問い合わせ先

個人事業税について、その他御不明の点がございましたら、最寄りの地域振興局又は支庁の県税課（課税課）へお問い合わせください。

鹿児島地域振興局	課税課	☎099-805-7220、7221、7222、7470			
南薩地域振興局	県税課	☎0993-52-1317	大隅地域振興局	県税課	☎0994-52-2097
北薩地域振興局	県税課	☎0996-25-5205	熊毛支庁	県税課	☎0997-22-0006
姶良・伊佐地域振興局	県税課	☎0995-63-8126	大島支庁	県税課	☎0997-57-7229